

令和4年度地域における居場所づくり支援事業助成要項

《目 的》

生活のしづらさや困窮によって孤立状態にある人の支援や、つながり見守り支え合うための居場所づくりの活動を行う地域、団体、法人等に対し、事業助成を行うことで、区内全域に活動を広げていくことを目的とする。

《対象者》

西成区内で活動する社会福祉の増進に寄与する法人または、5名以上の団体・ボランティアグループ

但し、一法人・団体・グループにつき一申請とする

《対象事業》

令和4年度内に実施される事業（但し、一定の活動を年度中に完了する事業）

※公的助成や他の機関・団体による助成を受けている事業も対象とする。

《助成総額》

総額800,000円（1事業上限50,000円とする）

財源は、「ふれあい福祉基金」及び「青少年育成基金」による助成

※連続交付は5年までとする

《申請期間》

令和4年7月11日（月）～8月10日（水）

《申請方法》

申請団体が所定の申請用紙に添付書類を添えて提出する（提出された書類は返却しない）

- ※添付書類
1. 定款、会則、規約など
 2. 役員名簿
 3. 前年度収支決算書
 4. 事業実施計画書（申込使途がわかる資料 例：パンフレット・ちらし）
 5. 収支予算書
 6. その他（見積書等）

《審 査》

「ふれあい福祉基金」、「青少年育成基金」両運営委員会を随時開催し、審査・決定する。
なお、審査結果により、一部減額、不交付の場合もある

《交付日程》

令和4年9月中旬～10月中旬

《完了報告》

助成交付団体は、申請された事業終了後、「報告書」を作成し、提出する未提出団体や、申請と内容が異なる場合は返金が発生する

《その他》

西成区社会福祉協議会の善意銀行「特定テーマ」払出、善意銀行払出、共同募金配分金区社助成金事業と重複して申請はできない。